

銀行本体での信託業務の取扱開始について  
～安心できる資産管理、円滑な資産承継をサポートします～

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の兼営認可を取得し、2023年4月から、銀行本体にて信託業務の取扱いを開始しますので、下記の通りお知らせいたします。

信託業務の取扱いを通じて、お客さまのライフプランに応じた安心できる資産管理、円滑な資産承継にかかる最適なソリューションをワンストップで提供することにより、お客さまの資産を「守る」「そなえる」「次世代につなぐ」ことに関するニーズや課題に対してサポートを強化するとともに、人生100年時代における高齢化、認知症リスクの増大等の地域・社会課題に対応してまいります。

当行は、お客さま一人ひとりの想いに真摯に寄り添いながら、「人生100年時代」におけるさまざまなニーズや課題に対して最適なソリューションを提供し、お客さまの最良のパートナーであり続けることを目指してまいります。

1. 業務開始時の信託商品・サービスのラインナップ

取扱商品・サービス	概要
遺言代用信託 ＜七十七＞ 家族につなぐ信託	相続発生時に、簡単なお手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまが、お客さま（相続人）から信託されたご資金を受け取れる商品
代理出金特約	認知症等の意思能力の低下に備え、あらかじめ指定された代理人さまによる払い出しが可能となる特約
暦年贈与信託 ＜七十七＞ 家族へ贈る信託	簡単なお手続きで、毎年、指定された条件に基づいてご家族へ贈与することができる商品
遺言代用特約	相続発生時に、簡単なお手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまが、お客さま（相続人）から贈与しきれなかったご資金を受け取れる特約
＜七十七＞ 遺言信託	遺言書の作成支援から、保管、相続発生後の遺言執行までサポートするサービス
＜七十七＞ 遺産整理業務	煩雑な相続手続きをご相続人さま等に代わって代行するサービス



七十七グループは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

もっと、ずっと、地域と共に。

2. 取扱店舗  
東北地区の全営業店（出張所および営業所を含む）
3. 取扱開始日  
2023年4月1日（土）

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
七十七銀行 営業統轄部  
（営業開発課・ウェルスマネジメント室）  
フリーダイヤル：0120-489-077  
受付時間：9：00～17：00（銀行営業日）

(参 考)

## 信託商品・サービスの内容等

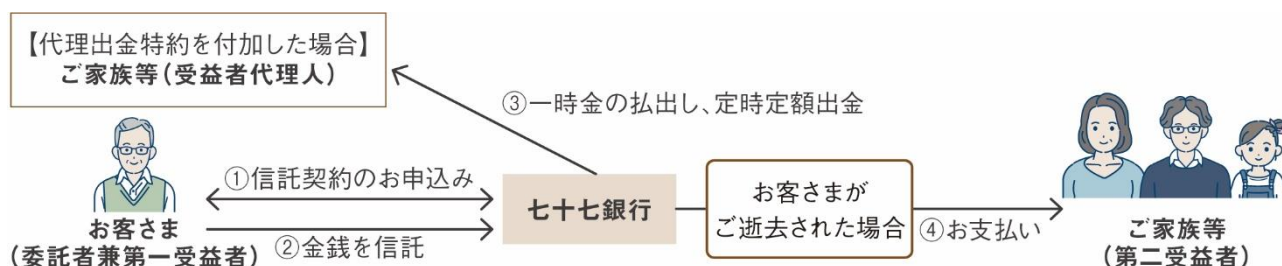
### 1. 遺言代用信託（代理出金特約付）〈七十七〉家族につなぐ信託

#### (1) 商品概要

万が一、お客さまがご逝去された際に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族等（第二受益者）に、お預りしている信託財産を一括でお渡しする商品です。

代理出金特約を付加した場合、お客さまの認知症や介護等に備え、あらかじめご家族等（受益者代理人）を指定いただくことにより、お客さまが銀行に行けなくなっても、医療費や介護費などの、お客さまのためにお使いになる資金をご家族等（受益者代理人）が代わって引き出せるようになります。

～仕組み～



#### (2) 特 徴

##### A. 基本機能

- あらかじめご指定いただいたご家族等（第二受益者）に金銭を遺すことができます。
- 簡単な手続きで、スムーズにお渡しできます。
- 自治体・学校・病院等も遺贈先として指定できます。  
※遺贈先は、当行が「遺贈に関する連携協定」を締結する先に限ります。

##### B. 代理出金特約

- 認知症や介護等に備え、あらかじめ指定されたご家族等（受益者代理人）による一時金の払出しができます。
- ご家族等（受益者代理人）に定期的に一定額をお渡しします。（定時定額出金）

#### (3) 以下のようなニーズに対応できます

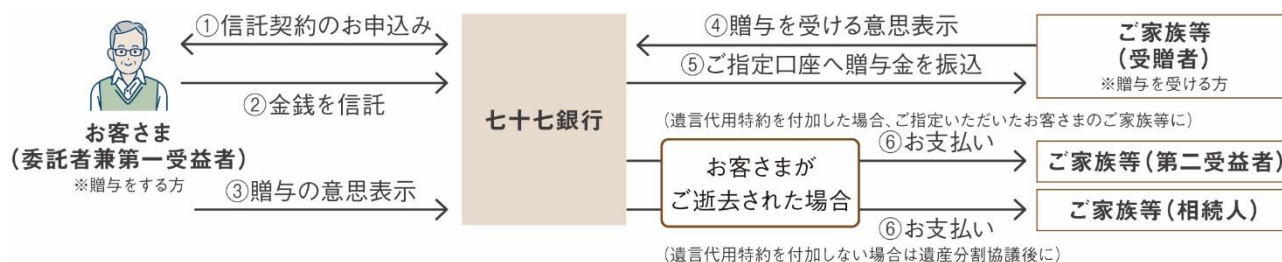
- ご家族が葬儀費用等を、すぐに受け取れるようにしたい。
- 金融資産の一部を、特定の相続人に遺したい。
- 認知症または介護や入院が必要になった場合に、自分のお金を家族等がスムーズに引き出せるようにしたい。

## 2. 暦年贈与信託（遺言代用特約付）〈七十七〉家族へ贈る信託

### (1) 商品概要

当行が贈与する方の信託財産を管理し、贈与を受ける方に、毎年、信託財産から贈与することができる商品です。

～仕組み～



### (2) 特 徴

#### A. 基本機能

- 贈与契約書の作成や振り込みなどの贈与手続きが不要なので手続きが簡単です。
- 贈与取引の記録が残せるので安心です。
- 毎年、当行から贈与のお知らせがあるので忘れずに贈与することができます。
- お子さまやお孫さまのライフプランを支援できます。
- 計画的な生前贈与により、資産を円滑に次世代へ渡すことができます。

#### B. 遺言代用特約

万が一、お客さまが逝去した際に、贈与しきれなかった財産をあらかじめご指定いただいたご家族等（第二受益者）に、お預かりしている信託財産を一括でお渡しします。

### (3) 以下のようなニーズに対応できます

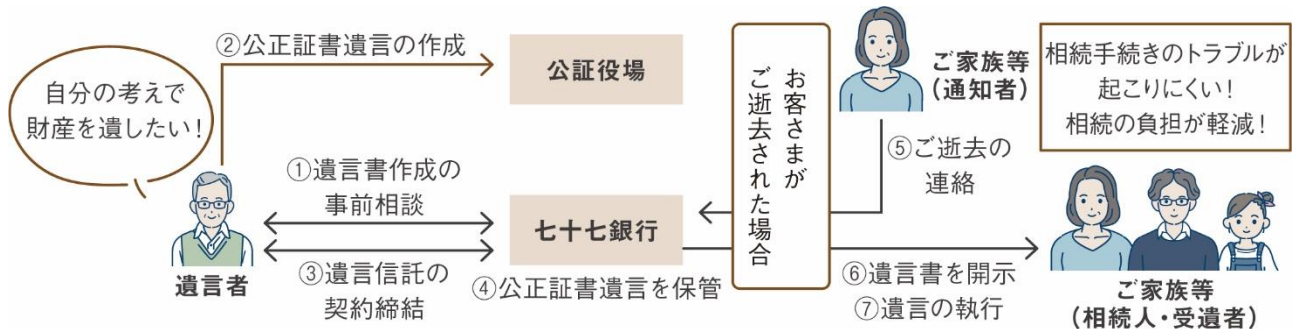
- 簡単に贈与手続きを行いたい。
- お子さまやお孫さまの生活を支援したい。
- 毎年、計画的に贈与を行いたい。

### 3. <七十七> 遺言信託

#### (1) 商品概要

「遺言書の作成の支援」、「遺言書の保管」、「遺言の執行」など遺言の作成から、将来の遺言執行まで一連のお手続きを、サポートさせていただくサービスです。

～仕組み～



#### (2) 遺言信託でできること

- A. 財産配分の内容を自分で決めることができます。
- B. 法定相続人でない方に遺産を遺すことができます。
- C. 相続人間で、遺産分割協議が不要となります。
- D. 相続人の相続手続きの負担を軽減することができます。

#### (3) 以下のようなニーズに対応できます

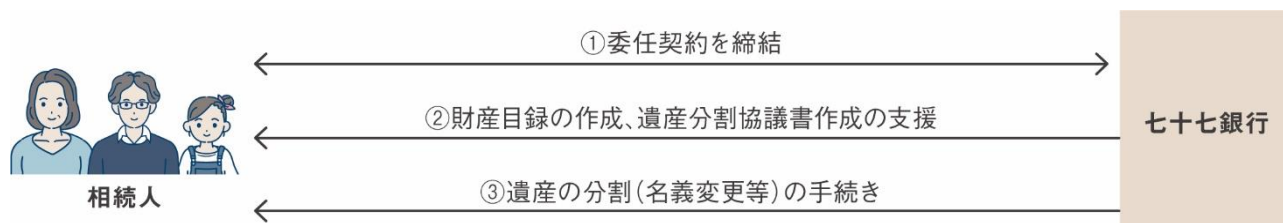
- A. 事業に関する資産などを特定の方に遺したい。
- B. 家族に相続手続きの負担をかけたくない。
- C. 法定相続人以外にも財産を遺したい。

## 4. <七十七> 遺産整理業務

### (1) 商品概要

「遺産の調査」、「財産目録の作成」、「遺産分割協議書作成の支援」、「換金・名義変更」などの相続手続きを、相続人に代わり行うサービスです。

～仕組み～



### (2) 遺産整理業務でできること

- A. 遺産の調査、財産目録の作成・交付をします。
- B. 遺産分割協議書の作成を支援します。
- C. 不動産の名義変更、各金融機関の相続手続きを代行します。

### (3) 以下のようなニーズに対応できます。

- A. 仕事で忙しいなど相続手続きをする時間がない。
- B. 相続人が遠方に居住しており、相続手続きが負担。
- D. 第三者から遺産分割協議書の作成サポートを受けたい。